

EU 統一特許制度の発効への道が開かれる

2012年12月17日
特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK
(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

2011年2月15日に、EU 統一特許制度のための協力の強化 ("enhanced cooperation") が欧州議会によって同意され、2011年3月10日に、ブリュッセルにおいて、欧州議会は、統一特許制度の制定に関する協力強化を承認しました。これにより、新たな統一特許制度のための正式な法律案の作成が開始されました。そして、2011年4月13日に、欧州委員会は、EU 統一特許保護に関する法案を提示しました。^{*1}

2012年6月29日に、EU 統一特許および統一特許訴訟制度の最終形態が成立しました。^{*2} 今回の最終形態の成立まで、創案から約40年を要しています。

EU 統一特許制度における grant and enforcement に関し欧州理事会により最終合意が行われており、その主な合意内容は以下のとおりです。

- EU 統一特許制度は2014年～2015年中に施行予定であり、特許付与前手続および異議申立手続は、実質的に現行のEPO特許プロセスと同じ。
- EU 統一特許発行後の validation process は、公用語である英語、仏語、及び独語のみで手続可能（費用の大幅削減が可能）。
- 侵害手続の第一審については、イタリア及びスペインを除く加盟国のいずれにおいても行うことができるが、特許の有効性に係る全ての issues および appeals を処理する primary technical court は、いわゆる Central Division（パリに本部を置く）とする。Specialist Sections がロンドン（化学、医薬、生命科学の各分野に対応）とミュンヘン（機械工学分野に対応）に開設される。
- 特許維持年金の一括支払により、全 EU 加盟国（但し、スペインとイタリアを除く。）をカバー可能。

【全4頁】

^{*1} LINK: <http://www.epo.org/news-issues/news/2011/20110413a.html>

^{*2} LINK:

<http://www.european-council.europa.eu/home-page/highlights/eu-unitary-patent-%E2%80%93-a-historical-breakthrough?lang=en>

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.